



# 国民年金からのお知らせ

★市民課国民年金係 ☎ 25- 1 1 1 4  
支所市民福祉課市民税務係 ☎ 72- 1 3 3 3  
熊谷年金事務所 ☎ 0 4 8- 5 2 2- 5 0 1 2

令和6年度の国民年金保険料額 **16,980円** (月額)

## こんなとき、手続きが必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、全員国民年金に加入します。国民年金は、職業等により加入の種別が次の3つに分かれます。

- ・第1号被保険者…自営業者等
- ・第2号被保険者…会社員や公務員
- ・第3号被保険者…会社員等の被扶養配偶者

このうち第1号被保険者は、毎月の保険料を自身で納める必要があります。また、種別が変わる(第1号被保険者になる)場合、手続きが必要です。

### ○手続きが必要な場合

#### ▶会社を退職したとき

…第1号被保険者の加入手続き

#### ▶配偶者の扶養から外れたとき

…第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続き

### 用意

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②本人確認書類(マイナンバーカード等)
- ③退職日(扶養から外れた日)が分かる書類(健康保険・厚生年金保険資格喪失証明書等)

※就職して第2号被保険者になる場合は勤務先で、配偶者の扶養に入って第3号被保険者になる場合は配偶者の勤務先で、それぞれ手続きを行います。

## 受け取る年金額を増やすことができます

### ▶免除等を受けた期間の保険料を納付できます

保険料の免除等を受けていた期間があると、将来受け取れる年金額が少なくなります。

ただし、過去10年以内に受けていた免除等について、後から納付(追納)することで、将来の老齢基礎年金額を増やすことができます。

※保険料はまとめて前払いすると、割引が受けられます。便利なキャッシュレス決済での納付もご利用ください。

## 「学生納付特例制度」の受付を開始

学生納付特例制度とは、学生であるために保険料を納めることが困難な場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

承認された期間は、年金受給のために必要な期間(受給資格期間)に算入されます(障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます)。

令和6年度分の受付を開始しました。忘れずに申請してください(申請は毎年度必要です)。なお、昨年度に承認された方で、今年度も引き続き在学予定の方は、送付される申請書(はがき)で手続きをお願いします。

### 用意


- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②本人確認書類(マイナンバーカード等)
- ③申請年度の学生証(コピー可。有効期限が分かるもの)または在学証明書

**受付** 市民課または支所市民福祉課

## 一部の手続きは電子申請で

第1号被保険者への加入手続きや学生納付特例制度の手続きは、マイナンバーカードを利用した電子申請も可能です。



詳しくは、日本年金機構をご覧ください。日本年金機構



地震のとき、あなたの住まいは安全ですか？

## 倒壊のおそれのある木造住宅の建替え、除却

などを補助します

★建築開発課 ☎ 25- 1 1 4 0

市では、一定の要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修、建替え工事、除却工事に対し、補助を行っています(予算額に達し次第受付終了)。

補助金の申請にあたっては、業者との契約や工事等を行う前に、建築開発課へご相談ください。

### ■耐震診断補助金

**対象建築物** 次のすべてに該当すること

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅または店舗部分が2分の1未満の併用住宅
- ・昭和56年6月1日以降に増改築していない建築物
- ・地階を除く階数が2以下
- ・対象者本人または2親等以内の親族が所有している

**対象者** 次のすべてに該当する方

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している方(居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること)
- ・令和7年2月28日(金)までに補助金の交付を請求できる方

### 補助金額

耐震診断に要した費用の2分の1(上限5万円)

### ■耐震改修等補助金

【木造住宅の建替え】	【木造住宅の耐震改修】	【簡易耐震改修】 (耐震シェルター・防災ベッドの設置)
<b>対象建築物</b> 次のいずれかに該当すること ・耐震診断補助金に該当した建築物 ・耐震診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物(市が行う無料耐震診断も利用可) <b>補助対象者</b> 耐震診断補助と同じ <b>補助の対象となる建替え</b> 既存住宅を除却し、新たに住宅を建築する工事 ※建替え後の住宅の構造は木造以外も可。また、土砂災害特別警戒区域外に存し、省エネ基準に適合していること。 <b>補助金額</b> 建替えに要した費用の23.0%(上限50万円)	<b>対象建築物</b> 建替え補助と同じ <b>補助対象者</b> 耐震診断補助と同じ <b>補助の対象となる耐震改修</b> ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所に所属する建築士が行うこと <b>補助金額</b> 耐震改修に要した費用の23.0%(上限20万円)	<b>対象建築物</b> 建替え補助と同じ <b>補助対象者</b> 耐震診断補助と同じ <b>補助の対象となる簡易耐震改修</b> ・所定の構造強度が得られることを公的機関等が確認したもの ・工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと <b>補助金額</b> <b>○耐震シェルター</b> 設置に要した費用の2分の1(上限20万円) <b>○防災ベッド</b> 設置に要した費用の2分の1(上限10万円)

【木造住宅の除却】	
<b>対象建築物</b> 建替え補助と同じ <b>補助対象者</b> 耐震診断補助と同じ	<b>補助の対象となる除却</b> 補助対象となる既存住宅を除却する工事 <b>補助金額</b> 除却に要した費用(1万円/㎡を限度)の23.0%(上限30万円)